

名張市総合計画

新・理想郷プラン

基本構想

2016 ~ 2025
平成28年度 平成37年度

豊かな自然と文化に包まれて誰もが元気で幸せに暮らせるまち 名張



市民憲章

昭和 39 年 4 月 26 日制定

わたしたち名張市民は、万葉の伝統をいかしつつ時運に即応し勇気と確信をもって、新しい名張市を創るためこの憲章を定めます。

- 一、清潔で平和なまちをつくりましょう。
- 一、高く豊かな文化をきずきましょう。
- 一、明るくあたたかく人をむかえましょう。
- 一、健康な近代産業をそだてましょう。
- 一、力を合わせ公正な市政をのばしましょう。

※表紙の写真

市の「花」	ききょう
市の「鳥」	うぐいす
市の「木」	もみじ

福祉の理想郷の実現に向けて

この度、平成28年度を初年度とする総合計画『新・理想郷プラン』を策定しました。「ともに考えともに築き、未来につなぐ福祉の理想郷」を基本理念とし、「豊かな自然と文化に包まれて、誰もが元気で幸せに暮らせるまち 名張」を10年後に目指すまちの将来像に決めました。

振り返りますと、平成16年度から今日までの12年間、「市政一新」を掲げ、「新しい公」をキーワードに、市民の皆さまと行政とが互いの役割と責任を自覚し、力を合わせ、総合計画「理想郷プラン」に基づく各種施策を展開するとともに、様々な行財政改革に取り組んできました。そして、多くの市民の皆さまが「住みよい」、「これからも住み続けたい」と感じる“暮らしのまち”として発展を続けてきました。

しかし、一方で、人口減少や超高齢社会の急速な進行による社会・経済活動への影響や、国、地方ともに一段と厳しい財政状況を迎えるなど、本市を取り巻く情勢は日々大きく変化しています。

こうした背景の中、これまでの取組の成果を踏まえ、市民の皆さまとともに築き上げてきた地域力を基盤に、“元気創造”“若者定住促進”“生涯現役”の3つのプロジェクトを柱に、名張が未来に躍進するための土台づくりに重点的に取り組めます。

そして、これからも市民の皆さまとともに知恵を出し合いながら、様々な課題を乗り越え、福祉の理想郷の実現に向け、着実に前進を続けてまいりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご参画をいただきました市民の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。



平成28年3月

名張市長 亀井利克

目次

序論

第1節 計画策定にあたって	5
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の性格	
3. 計画の構成と期間	
4. 計画の進行管理	
5. 計画の愛称	
第2節 計画策定の背景	8
1. 社会潮流	
2. 「理想郷プラン」の検証	
第3節 本市の重要課題	12
1. 課題の背景	
2. 重要課題	

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	16
第2章 目指す「名張」の将来像	17
第3章 まちづくりの枠組み	18
第1節 人口の将来展望	18
第2節 土地利用	19
1. 土地利用の基本方針	
2. 土地利用の基本方向	
3. 都市の構造	
第4章 政策の大綱	22
第1節 まちづくりの基本目標	22
1. 支え合い健康でいきいきと暮らせるまち	
2. 美しい自然に包まれ快適に暮らせるまち	
3. 活気に満ちて暮らせるまち	
4. 豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまち	
5. 未来につなぐ自立と協働による市政経営	
第2節 3つの重点戦略	24
1. 元気創造プロジェクト	
2. 若者定住促進プロジェクト	
3. 生涯現役プロジェクト	
第3節 施策の体系	25
第5章 目指す名張の将来像の実現に向けて	26
1. 協働のまちづくり	
2. 計画的・効率的・戦略的な行政運営	
3. 持続可能な財政運営	

資料編

名張市総合計画策定の主な経過	28
名張市総合計画審議会委員名簿	30
名張市総合計画についての諮問・答申	31

序論

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、2004（平成16）年度に、市政運営の総合的・基本的な指針を示す総合計画「理想郷プラン」を策定し、将来都市像を「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち」と定め、これまで諸施策を実施してきました。

この間、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化や高度情報化、また、地球温暖化防止に向けた環境保全への取組強化や、防災対策をはじめとする安全・安心に対する意識の向上など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

とりわけ、大規模な住宅開発に伴い、いわゆる団塊の世代が一気に転入した本市においては、今後、まち全体の高齢化が全国平均の倍のスピードで進むことが予想され、超高齢社会への対応は喫緊の課題となっています。

また、成長に代わる新しい価値観として持続可能性や生活の「質」が重視される中、より一層“人や企業から選ばれるまち”となるよう、豊かな地域資源とこれまで市民とともに築き上げてきた「名張力」を基盤に、更なる躍進に向けた重点的な取組を進める必要があると考えます。

こうした中、「理想郷プラン」をベースに、その成果や課題を踏まえつつ、時代の変化を的確に捉え、今後の取組の方向性を見極めたうえで、新たな視点を取り入れながら見直しを行い、より戦略的で実効性の高いまちづくりの指針として、新たな総合計画を策定しました。

※市民：この計画において、『市民』とは、市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいいます。

※名張力：市民力、地域力、行政力、まちづくり力などを含めた総合的な“力”を表しています。
この力は、様々な状況や時代の変化に柔軟に対応し、乗り越え、「このまちに住んで良かった」と思えるまちにしていくために、市民総ぐるみで取り組むなかで生まれてくるものです。

2. 計画の性格

1 まちづくりの最も大切な基本となる計画

総合計画は、本市の最上位計画であり、地方分権時代にふさわしい市政経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合的な指針となるものです。

2 市民と共有するまちづくりの指針

総合計画は、まちづくりへの市民の主体的な参画と行政との協働を進め、ともに明日の名張を築いていくため、市民と共有されるまちづくりの指針となるものです。

3 広域行政に対する連携の基礎

総合計画は、計画実現に向けて必要な施策や事業を他の自治体と連携して取り組む広域行政に対して、本市の方向性を示し調整・反映させていく計画の基礎となるものです。

3. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」の2層の計画により構成します。

1 基本構想

「基本構想」は、中長期的なまちづくりの目標として、本市の目指すべき将来像と、それを実現するための政策の大綱、重点的に取り組む分野などを示したものです。

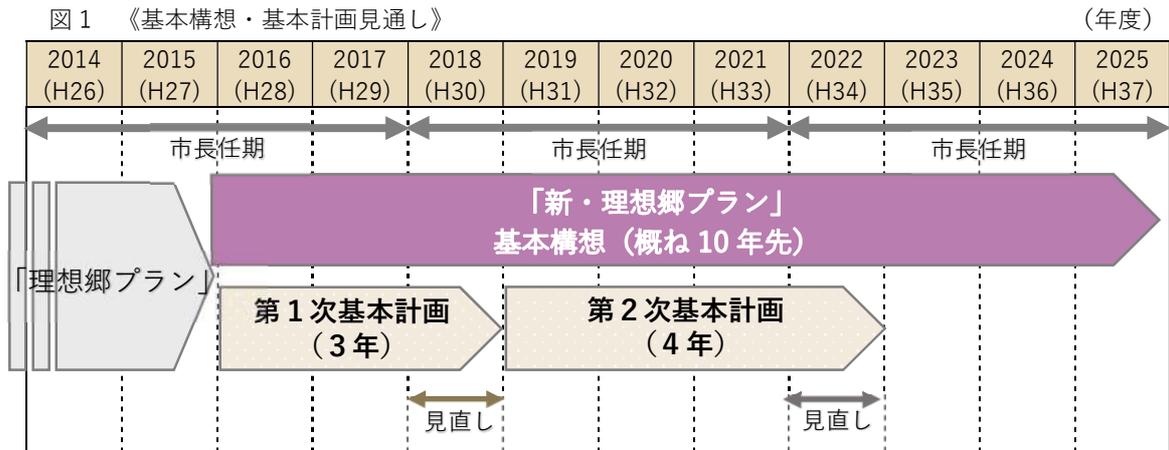
計画期間は、2016（平成28）年度から、概ね10年間とします。

2 基本計画

「基本計画」は、基本構想に示した将来像の実現に向けて、政策の大綱ごとに、目標や現状課題を明らかにしながら、具体的な取組内容を施策別計画として示したものです。

そして、15の地域におけるまちづくりの将来像と、その実現に向けた基本的な方針と取組内容を地域別計画として示しています。

重点的に取り組む施策を明確化しメリハリのある計画とするとともに、適切な進行管理と状況に応じた柔軟な施策展開を図るため、市長の任期に合わせ、就任のたびに見直しを行います。



4. 計画の進行管理

この総合計画に基づくまちづくりを効果・効率的に進めていくため、行政評価を通じて、それぞれの取組について、有効性・効率性・必要性等の観点から点検を行い、毎年度その結果を公表します。

5. 計画の愛称

「新・理想郷プラン」とします。

※行政評価：総合計画に基づき実施した施策や事務事業について、目標達成度や有効性、効率性などの客観的な評価を行い、その結果を次年度の計画に反映・改善することで、政策の質的向上を図っていくための取組をいいます。

第2節 計画策定の背景

1. 社会潮流

目まぐるしく変化する現代社会において、長期的なまちづくりの方向性を的確に見極めるためには、市政を取り巻く社会潮流やこれからの地域課題を十分に踏まえることが重要です。

1 人口減少と少子高齢化への対応

日本の総人口は、2008（平成20）年前後をピークとして減少に転じるとともに、急激に高齢化が進んでいます。人口減少と高齢化のスピードは今後ますます早まると見込まれており、このことによる社会・経済活動への影響が懸念されています。

こうした中、地方自治体においても、国とともにこの困難な課題に総力をあげて取り組んでいくことが求められています。

2 地方分権社会の進展と突出機能の創造

地方分権改革推進のもと国から地方への事務・権限の委譲が進められる中、地方自治体においては、地域の実情を踏まえたうえで、限られた財源と人材を活用し、自立性の高い責任ある行政運営を進めていくことが求められています。

このような背景を踏まえ、地方自治体は、それぞれの地域が持つ潜在能力や個性を磨くことで、その地域独自の突出機能の創造により、まちの魅力と活力を高め、“人や企業から選ばれるまち”となっていく必要があります。

3 質の高い暮らしの創造

成長に変わる新しい価値観として、暮らしの「質」が重視される中、単なる生活水準の向上を超えた、新たな「豊かさ」への着目が重要です。

このため、一人ひとりがやりがいをもって能力を発揮できる社会、健康で長生きできることを喜べる社会、自然や文化・芸術と触れ合い、社会との繋がりや助け合い、友情や信頼などを感じながら、安心して充実した暮らしのできる地域社会の創造が求められています。

4 市民との協働

近年、自分たちが住むまちを自分たちで良くしていこうという住民の社会参加意欲の高まりとともに、企業や市民活動団体による自発的な活動が積極的に展開されています。

このような活動は、「自治の原点」と言うべきものです。こうした活動の中で、市政に関わる全ての主体が、それぞれの能力を発揮できる協働の仕組みをつくりあげるとともに、市民の参画と創意工夫により、今後ますます地域の特性を生かした活気あるまちづくりを積極的に進めていくことが求められています。

5 安全・安心の確保

近年の巨大地震や異常気象の不安や教訓から、市民の防災に対する意識や対策への関心が高まる中、自然災害から生命や財産を守るための総合的な防災対策を充実させるとともに、人と人との助け合いや支え合いといった地域コミュニティ機能を高めていくことが重要です。

また、感染症の流行や食の安全の問題、あるいは家庭内暴力や高齢者や幼児への虐待、凶悪犯罪の低年齢化や詐欺事件の多発、さらにはインターネット利用におけるトラブルの発生など、市民生活を脅かす事案が増えつつあり、安全・安心の確保に向けた取組が一層求められています。

6 低炭素社会・循環型社会の構築

地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模で発生している環境問題から、資源やエネルギー消費の節減やごみの減量、そして不法投棄など日常生活と大きく関わる身近な問題に至るまで、環境保全に関する市民の意識が高まっています。

一人ひとりが暮らしの中で環境負荷の少ない生活様式への転換を図るとともに、企業や行政などが一体となり、自然を大切に、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

7 高度情報化・国際化の進展

情報通信技術の目覚ましい発展により、情報の流れは地球規模に拡大され、社会経済活動の国際化が進展しています。

また、企業や家庭においてもインターネット環境が整い、あらゆる人やものがネットワークに結びつき、コミュニケーションが高度化しています。

こうした中、行政サービスにおいても、情報通信技術を活用した情報収集や活用能力の向上、業務の効率化などが求められています。

8 公共施設の老朽化とマネジメントの推進

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、国においても「新しく造ること」から「賢く使うこと」への取組の重点化が進められています。

こうした中、公共施設の一元管理と中長期的な維持管理・更新等を見据えた施設の管理運営、さらには既存ストックの合理的な利活用も含めたマネジメントの推進が求められています。

9 広域行政

交通網の整備や情報通信手段の飛躍的な発達・普及により、市民の活動範囲は行政区域を越えて広域化しています。また、人口減少と高齢化などを背景に行財政環境が厳しさを増している今日、ひとつの自治体内で一通りの生活機能を揃え、市民サービスの全てを完結することは、困難であると同時に非効率であるとも言えます。

こうした中、周辺自治体と幅広い分野で相互に補完・協力し、効率的で質の高い広域的なまちづくりが求められています。

10 持続可能な市政経営

今日の国、地方を取り巻く危機的な財政環境は、人口減少と高齢化の進展により今後さらに厳しさを増すものと見込まれています。そうした中、将来にわたり安定した市民サービスを提供していくためには、政策の目的を明確にしたうえで、限られた経営資源を計画的かつ効率的に活用していくことが重要です。

そのため、地方自治体には高い経営力や戦略性をもち、計画、改革、予算が一体となった行財政運営を推進していくことがより一層求められています。

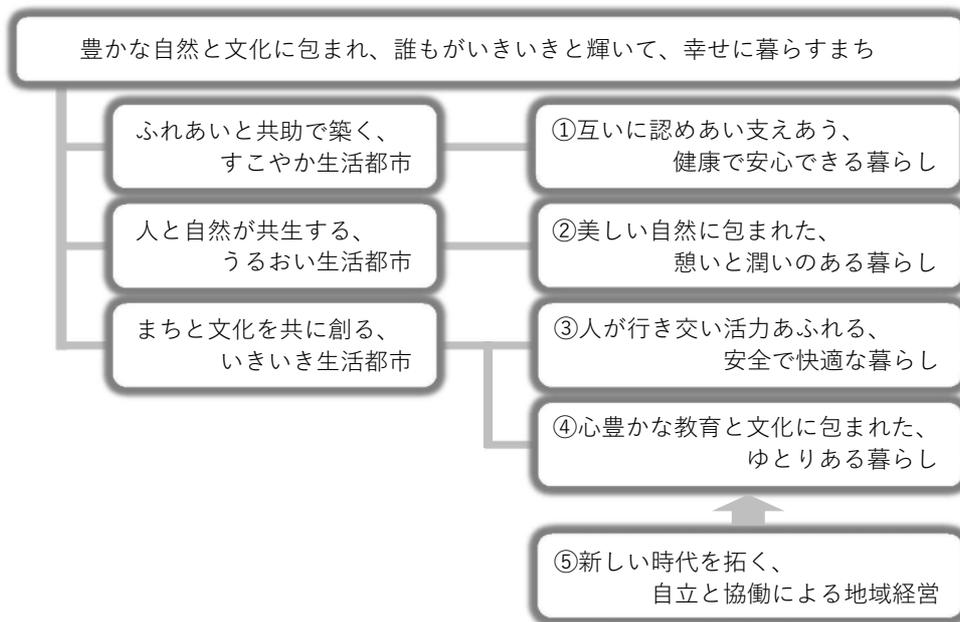
2. 「理想郷プラン」の検証

① 「福祉の理想郷」を目指して

「理想郷プラン」では、「人間尊重を原点に、自立と支えあいにつくる福祉の理想郷」をまちづくりの基本理念に掲げ、市民と行政とが互いの役割と責任を自覚しながら、力を合わせ、信頼と安心に満ちた、心豊かで質の高い地域社会の創造を目指してきました。

そして、「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち」を将来都市像に、誰もが真の幸せを実感できるまちを目指し、3つの基本方向に沿った5つの政策を定め、まちづくりの取組を進めてきました。

図 2-1 《理想郷プラン施策体系表》



② 協働のまちづくりの推進

「理想郷プラン」では、市民の活動の場を広げていくことで地域活力の維持を図るとともに、人と人との豊かな関係による共助の仕組みや、市民と行政が目的を共有しながら適切な役割分担のもと協働して地域課題の解決に取り組む「新しい公」の実現を目指しました。

そして、地域の個性と資源を最大限に活用しながら、将来都市像を効果的に実現するために独自の地域戦略を構築し、リーディングプランとして重点的な取組を進めてきました。

特に、「地域づくり推進プラン」では、住民が主体となり、15の地域が策定した地域ビジョンを最大限尊重し市の総合計画基本計画に地域別計画として位置付け、ゆめづくり協働事業などを通じて、その実現に向けた取組や地域独自の課題の解決に取り組んできました。

さらには、2006(平成18)年1月に名張市自治基本条例を制定し、市民と行政の役割分担を明確にするとともに、パブリックコメント等により政策の形成過程からの市民参画を位置づけ、協働によるまちづくりの更なる推進に取り組んできました。

こうした取組により、本市は、これからの新しい地域社会の大きな支えとなる市民と地域の力を得ることができました。

3 住みよく、これからも住み続けたいまち

諸施策の取組を進めるにあたっては、「行政評価」により計画の達成度や効率性などの客観的な評価を行いながら、計画目標の達成に向けて効果的・効率的な行政運営を進めてきました。

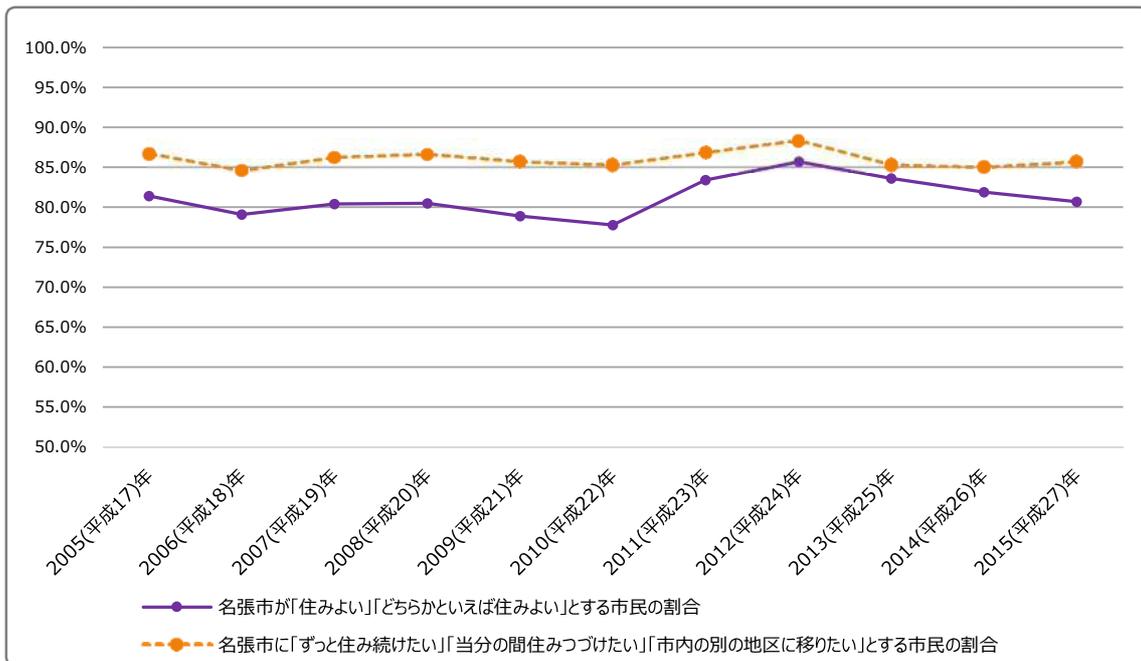
行政評価の観点からは、様々な課題や改善の余地が見受けられるものの、各施策に掲げる進捗率の状況からみても、概ね順調に施策展開が図られているものと評価をしています。

また、毎年2,000人の市民を対象に実施している意識調査（アンケート）において、常に80%程度の市民が名張市を“住みよいまち”と回答しているとともに、概ね85%を超える市民が“これからも名張市に住み続けたい”という意向を示しています。

この結果から見ても、本市がこれまで進めてきたまちづくりの方向性や個々の取組に対し、多くの市民から一定の評価を得ているものと考えられます。

新たな総合計画の策定にあたっては、「理想郷プラン」におけるこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、本市の伸ばすべきところ、補うべきところを検証したうえで、将来のまちづくりの方向性を見極めていくことが重要です。

図 2-2 《名張市を“住みよいまち”これからも住み続けたいまち”と考える市民の割合の推移》



資料：市民意識調査結果より

第3節 本市の重要課題

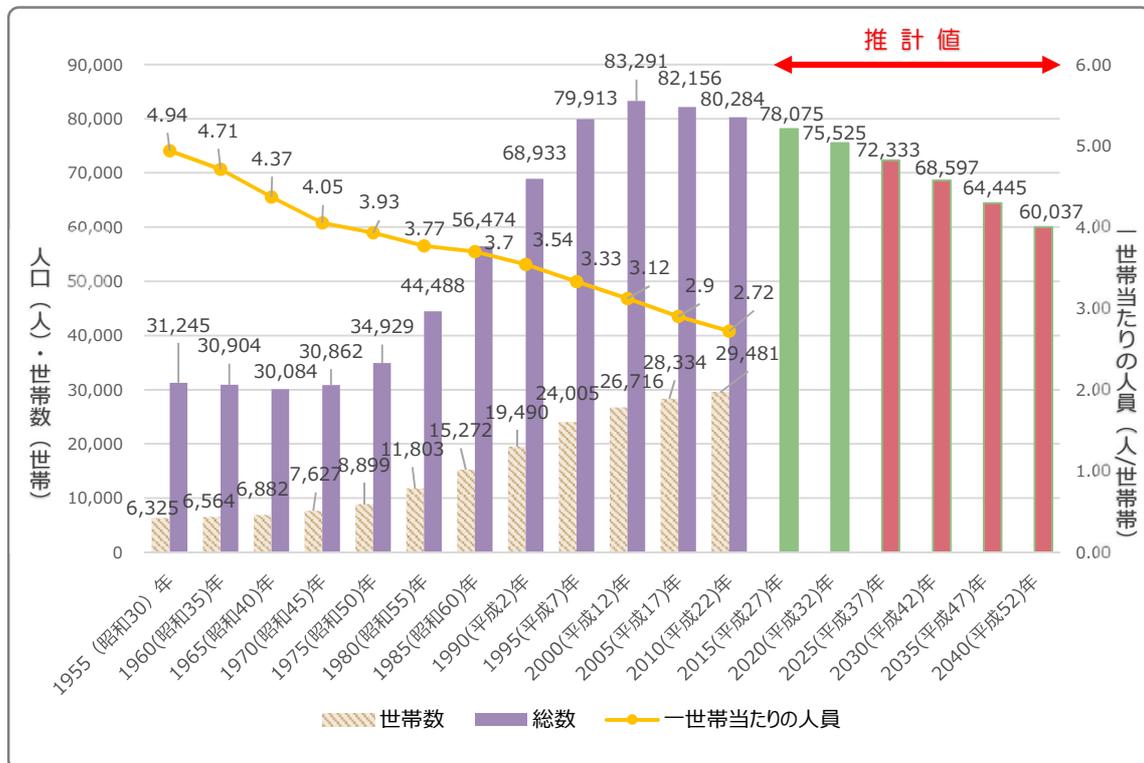
1. 課題の背景

① 人口等の推移

大規模な住宅開発に伴う転入者の増加により昭和40年代後半から急増した本市の人口も、2000(平成12)年をピークに微減しており、今後においてもこの傾向が続くものと見込まれます。

また、人口の増加とともに増え続けていた世帯数は、人口のピークを過ぎた今なお増え続けており、1世帯あたりの人員が年々減少していることから、核家族化や一人暮らし世帯が増えているものと考えられます。

図3-1 《名張市の人口等の推移と見通し》



資料：2010(平成22)年までの実績値は、国勢調査(各年10月1日現在)の値。2015(平成27)年以降の人口総数は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」の値。

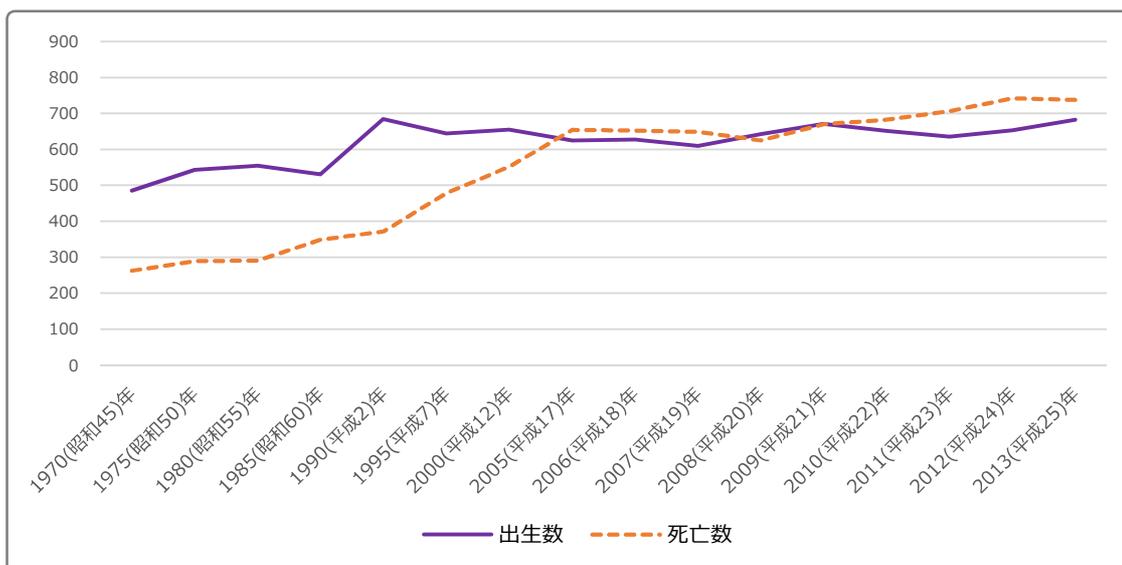
② 人口動態の推移

自然増減

人口の増減の要因のひとつである自然増減(出生・死亡)を見ると、2005(平成17)年に死亡者数が出生数を上回り、以降は自然減の傾向が続いています。

出生数は1989(平成元)年以降600~700人程度でほぼ横ばい状態が続いていますが、死亡者数は年々増加傾向にあり、当面はこのような傾向が続くものと見込まれます。

図 3-2 《名張市の出生数・死亡数の推移（自然増減）》



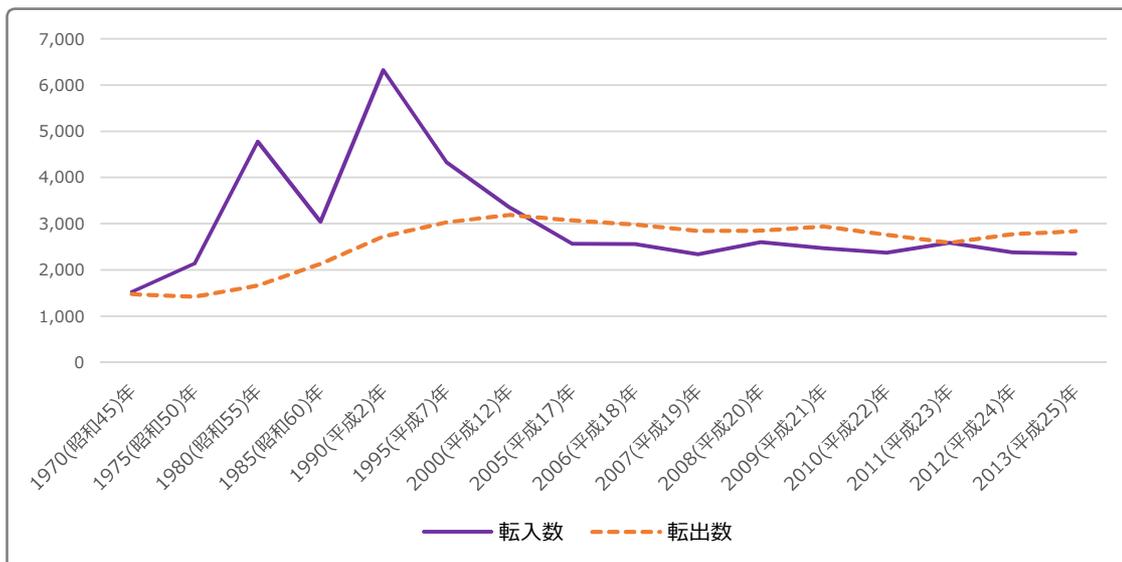
資料：名張市統計書より（各年1月1日～12月31日）

社会増減

一方、もうひとつの要因である社会増減（転入・転出）を見ると、1988(昭和63)年から1990(平成2)年をピークに本市への転入者の数が大きく減少しはじめ、2000(平成12)年を境に転出者数が転入者数を上回り、以降は転出超過の傾向が続いています。

また、転出超過の状況を詳しく見ると、2000(平成12)年には170人程度であったものが、2001(平成13)年には約300人、近年では400～500人規模の転出超過となっています。特に進学、就職、結婚などの機会が多いと考えられる20歳代の若者の転出が目立つとともに、約6割が関西方面に転出しています。

図 3-3 《名張市の転入者数・転出者数の推移（社会増減）》



資料：名張市統計書より（各年1月1日～12月31日）

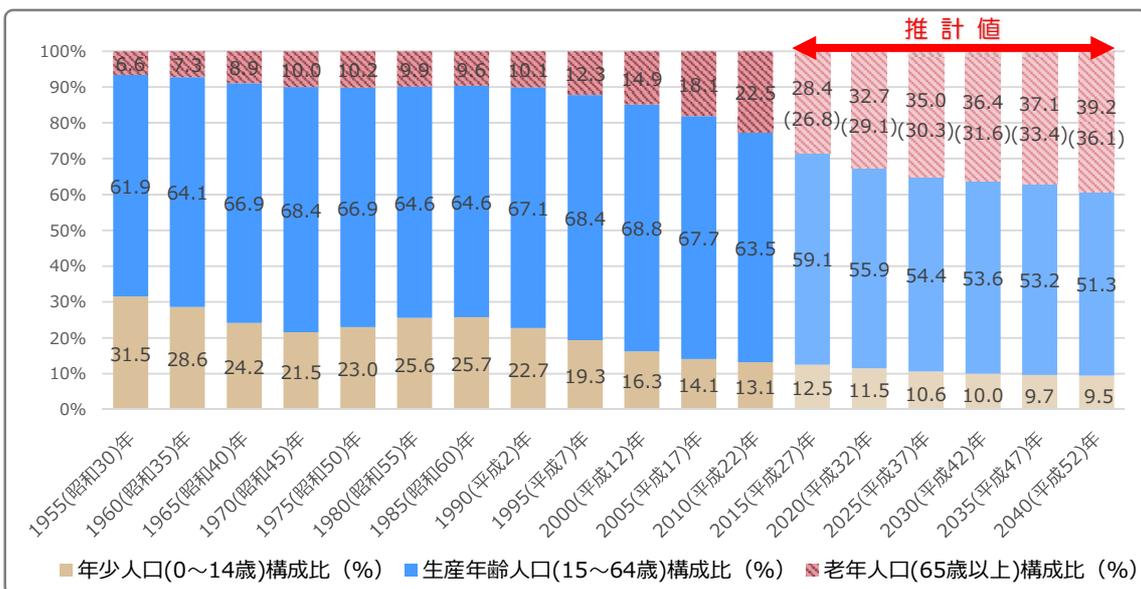
3 年齢階層別人口構成比の推移

年代別人口構成を見ると、老年人口（65歳以上）が増加傾向にある一方で、それを支える生産年齢人口（15～64歳）や年少人口（14歳以下）は減少傾向にあります。

本市においても高齢化は進行しており、とりわけ、大規模な住宅開発に伴い昭和40年代後半から関西圏のベッドタウンとして、いわゆる団塊の世代が一気に転入した本市においては、今後当面の間は老年人口が増え続けるとともに、これまでのように若者の転出による生産年齢人口の減少が続いた場合、全国平均の倍のスピードで高齢化が進むものと見込まれます。

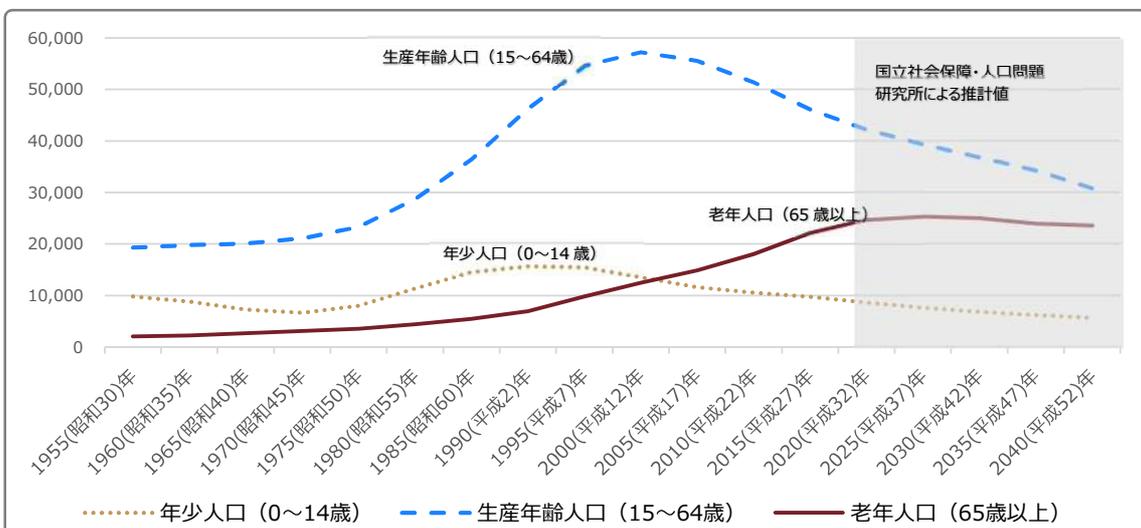
一方、老年人口の総数を見ると、2025（平成37）年頃をピークに増加が落ち着き、ほぼ横ばいとなる見通しとなっています。

図3-4 《名張市の年齢階層別人口構成比の推移と見通し》



資料：2010（平成22）年までの実績値は、国勢調査(各年10月1日現在)の値。2015（平成27）年以降の値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の値。老年人口の推計値の（ ）内は全国値

図3-5 《名張市の年齢階層別人口の見通し》



資料：2010（平成22）年までの実績値は、国勢調査(各年10月1日現在)の値。2015（平成27）年以降の値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の値。

2. 重要課題

本市がいつまでも「住みよい」「住み続けたいまち」であり続けるためには、可能な限り人口の維持に努めるとともに、バランスがとれた人口構造を維持することが必要です。

しかし一方で、どのような時代にあっても、全ての市民が生涯にわたり自分らしく、安心して幸せに暮らしていくことのできる地域社会の創造と地域社会を支える人づくりこそが最も重要と言えます。

1 若者が暮らしやすいまちの実現

出生率の低下による年少人口（14歳以下）の減少は、子どもの社会性への影響や地域社会の活力低下などといった影響が懸念されます。また、生産年齢人口（15～64歳）の減少は、労働力不足による経済活動の減退や産業構造の変化といった影響を引き起こします。

したがって、学校・家庭・地域との連携による子育て支援や教育環境の充実を図り、同時に企業や諸団体等との連携や広域的な取組によって雇用や労働環境の整備を推進するなど、これからの地域社会を担う若者が暮らしやすいまちづくりを総合的に進めることで、若者の定着と転入に繋げていく必要があります。

2 超高齢社会に対応したまちの実現

老年人口（65歳以上）の増加に伴い、医療費などの支出が増大し、社会保障費の負担が増加することが予測されます。しかし、一方で高齢者にはその知識や経験を生かした社会の担い手としての役割が期待されています。

そうしたことから、高齢者が生涯にわたり健康で生きがいをもって暮らせる社会づくりに取り組む必要があります。

3 助け合い・支え合いのまちの実現

世帯人数の減少、特に一人暮らし世帯の増加により、家庭内での相互扶助機能が低下する中、現在の社会保障制度をはじめ、医療・介護、子育て、さらには防災などの環境にも大きな影響を及ぼすことが予測されます。しかしながら、現実的には、こうした状況に対して、その全てを行政のみでの的確に対応することは大変困難です。

したがって、行政がサポートしながら地域の中での「共助」の精神による助け合いや支え合いの体制づくりに取り組む必要があります。

4 持続可能な行財政運営の実現

生産年齢人口の減少は、地域経済活動の低下とともに歳入の根幹をなす市税収入の減少をもたらす恐れがあります。また一方では、急激な高齢化による社会保障関係費の増加などのために、地方自治体の財政は大きな影響を受けます。

こうした時代に対応していくため、人口減少と高齢化を現実問題として正面から捉え、長期的な展望のもと持続可能な行財政運営に努めなければなりません。

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

全ての市民が互いを認め合い、支え合い、人のぬくもりを感じながら、生涯にわたり自分らしくいきいきと安心して幸せに暮らしていくことのできる、豊かな地域社会の創造を目指します。

また、先人から受け継いだ輝かしい歴史や特色ある文化、豊かな自然などのあらゆる財産を守り育てるとともに、市民と行政とが情報と目標を共有し、互いの役割と責任を自覚しながら、英知と力を結集し、個性あるまちづくりを進めることで、愛すべき名張市をともに築き、さらに次の世代へ引き継ぐために、「**ともに考えともに築き、未来につなぐ 福祉の理想郷**」を基本理念として、まちづくりを推進します。

※「福祉の理想郷」の福祉とは、広義の福祉、すなわち幸せを意味しています。

市民の幸せの基準が単なる生活水準の向上を超えた、新たな「豊かさ」へと変化する中、改めて「市民の幸せの追求」をまちづくりの理念に掲げ、市民の皆さんと力をあわせて理想郷（理想のふるさと）の実現を目指します。

第2章 目指す「名張」の将来像

名張市は、四季の変化に富んだ豊かな自然と長年の歴史に彩られた伝統文化や産業を背景に、多くの市民が「住みよい」、「これからも住み続けたい」と感じる“暮らしのまち”として発展を続けてきました。

市民一人ひとりが互いに個性を認め合い、支え合うことで、豊かな心と他に誇ることのできる地域コミュニティを育んできました。これからもこのまちを愛し、ずっと住み続けたいと言える市民、そして、人と人、地域と地域のつながりそのものが、他に誇れる本市の何よりの財産であるとともに、これからのまちづくりの大きな基盤です。

これからも市民とともに知恵を出し合いながら、人口減少や超高齢社会への対応など様々な課題を乗り越え、愛着と誇りを感じながら、地域の特徴を生かした魅力あるまちの実現を目指していかなければなりません。

そして、人と人との互いに助け合う安全・安心なまちづくりを進め、全ての市民がいつまでも元気で自己の実現と幸せを追求できる環境を整えることが重要です。

こうした中、これまで取り組んできたまちづくりの成果のうえに立ち、本市が10年後に目指すまちの将来像を次のように定めます。

「豊かな自然と文化に包まれて

誰もが元気で幸せに暮らせるまち 名張」

第3章 まちづくりの枠組み

第1節 人口の将来展望

本格的な人口減少時代を迎える中、現在の人口を維持していくことは容易ではありません。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本計画の目標年次である2025（平成37）年には、本市の人口は72,000人程度となるとともに、生産年齢人口や年少人口の減少と老年人口の増加により、総人口に占める老年人口の割合は35%を超えるものと予測されています。

こうした状況の中、本市特有の豊かな地域資源を生かしながら「住みよい」「これからも住み続けたい」、さらには「住んでみたい」まちを目指し、この総合計画に定める多種多様な施策により定住と転入を促進し、2025（平成37）年の『定住人口』を77,000人と見込むこととします。

2025(平成37)年 77,000人

また、特に若い世代が暮らしやすいまちづくりに重点的に取り組むことで、バランスのとれた人口構造の形成を目指します。

さらには、通勤・通学者、観光客など本市を訪れる『交流人口』の増加に努め、『定住人口』と『交流人口』を合わせた『活力人口』を増やすことにより、まちを活性化します。

※活力人口：本市に住む『定住人口』と、本市を訪れる『交流人口』を合わせ、市内で活動するあらゆる人々を言います。また、活力人口は、従来の生産年齢人口などの年齢区分に捉われないこと、まちづくりの様々な場面で活躍する全ての人々により形成します。

【参考】「人口の将来展望」の考え方

上記の将来人口値は、国立社会保障・人口問題研究所が2013（平成25）年3月に発表した将来人口推計値をベースに、2014（平成26）年12月に国が掲げた人口目標〔2060年に1億人程度〕を達成するために設定した合計特殊出生率〔2020（平成32）年には1.6程度、2030（平成42）年には1.8程度〕を適用し、加えて社会増減をゼロ（転入者数＝転出者数）と仮定し推計した次の値に基づくものです。

表1 《名張市の将来人口推計（参考）》 (単位：人)

	2015 (平成27)年	2020 (平成32)年	2025 (平成37)年	2030 (平成42)年	2035 (平成47)年	2040 (平成52)年
年少人口 (0～14歳)	10,078	9,645	9,593	9,580	9,741	10,038
生産年齢人口 (15～64歳)	47,430	44,234	42,018	40,324	38,959	36,746
老年人口 (65歳以上)	22,116	24,619	25,346	25,143	24,181	23,824
合計	79,624	78,498	76,956	75,047	72,882	70,608

第2節 土地利用

1. 土地利用の基本方針

土地は、過去から現在、将来にわたる人々の営みを支える共通の基盤であり、私たちにとって限られた貴重な資源であるとともに、多様な生物との共有財産でもあります。こうした観点から、「自然との共生」、「公共の福祉」を基本に、自然、歴史や文化、社会的な条件など地域特性に応じて、市民参画のもとに適正かつ計画的な土地利用を進めます。

1 自然と人が共生する計画的な土地利用

土地のもつ自然的な属性を土台として、防災・減災に配慮しつつ、自然と人との共生を基本とした計画的な秩序ある土地利用を進めます。

2 まちと自然が調和する質の高い土地利用

ふるさとの風景や文化など地域資源を大切にし、美しい自然と調和する個性豊かで快適な土地利用を進めます。

3 人と人、地域と地域の交流が広がるきめ細やかな土地利用

土地の持つ公共的な性質を踏まえながら、地域住民が主体となって、各種団体や企業、行政などの相互理解と協働による、きめ細かな土地利用の計画やルールづくりに取り組み、人と人、地域と地域の活発な交流が広がる土地利用を進めます。

2. 土地利用の基本方向

将来の都市構造の実現に向けて、自然的な条件、土地利用の現況や特性、まちの形成過程や今後の動向などを見極めながら、市土の利用・整備・開発及び保全の観点から市域を三つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンが持つ地域特性を生かしながら、計画的な土地利用を図ります。

1 市街地形成ゾーン

市街地形成ゾーンは、主として都市的な土地利用を図る区域とします。

市街地形成ゾーンでは、名張地区や計画的に整備された大規模な住宅地などを位置付け、名張市の顔となる魅力ある中心市街地の再生・整備や、住宅地の潤いのある住環境の保全・整備、また、幹線道路沿道などの秩序ある市街地整備など、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を促進し、都市機能の集積により拠点性を向上し質の高い都市空間を創造します。

2 緑の共生ゾーン

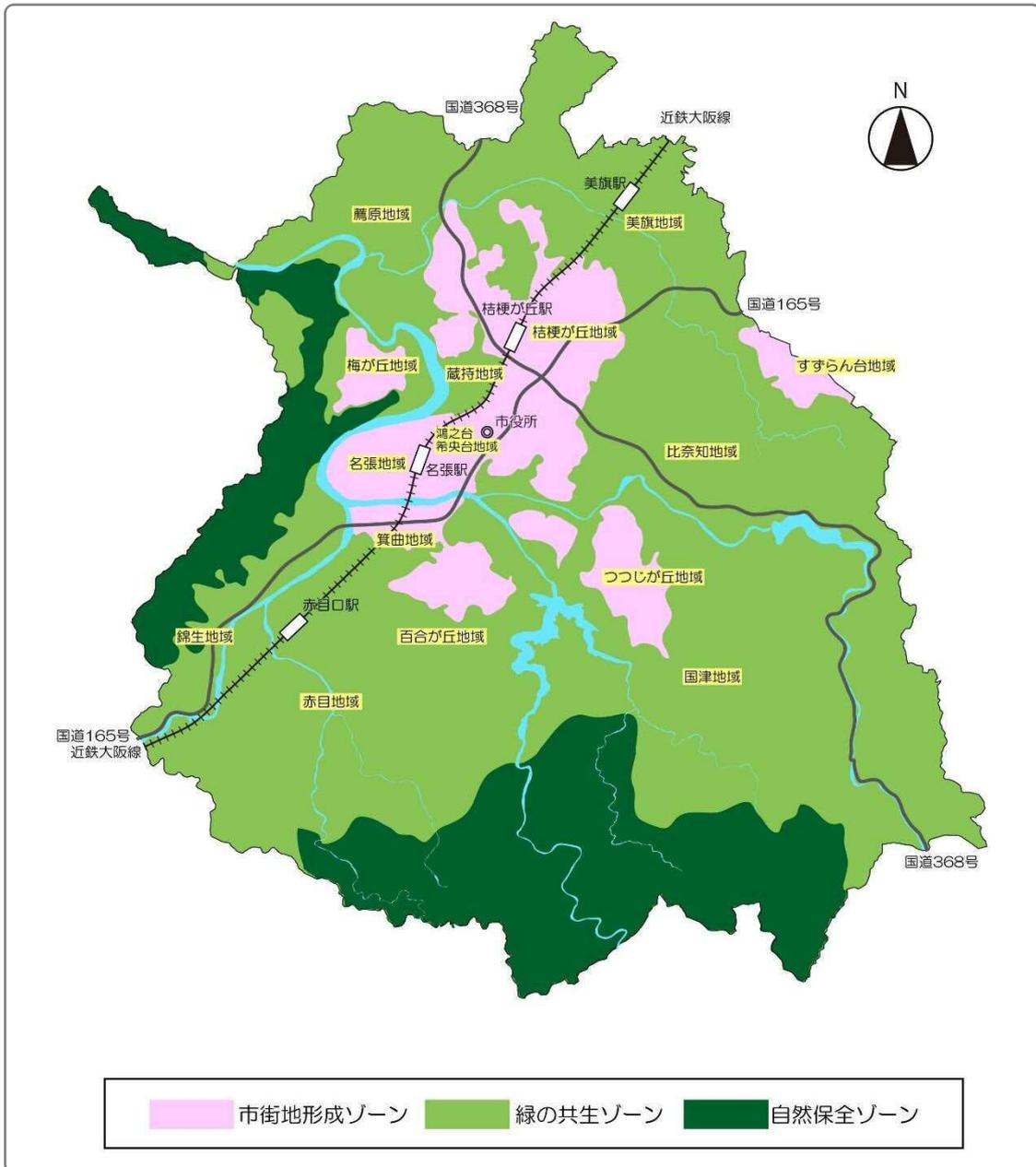
緑の共生ゾーンは、原則として市街化を抑制し、農林業の振興を図るとともに、豊かな自然の中での暮らしや人と自然がふれあう場として土地利用を図る区域とします。

緑の共生ゾーンでは、市街地周辺に広がる農山村など自然環境が豊かな暮らしの場や、農産物の生産緑地、森林などを位置付け、優良農地の積極的な保全と緑豊かな森林等自然資源の保全・活用を図ることを基本に、ゆとりと安らぎに満ちた空間を創造します。

3 自然保全ゾーン

自然保全ゾーンは、市土の保全、水源かん養、環境保全など森林の持つ多様な機能の保全や自然災害に対する防災・減災の観点から、自然環境を保全し、育成することが求められる区域とします。自然保全ゾーンでは、自然的属性や環境上の観点から森林の適正な育成、管理を進め、自然環境を積極的に保全します。

図4 《土地利用構想図》



3. 都市の構造

本市は、豊かな緑の山々に囲まれ、清らかな川の流れに沿って広がる田園と農村風景、小高い丘に計画的に整備された住宅地、様々な人々の交流と営みの歴史のなかで形成されてきた中心市街地から成る、美しい自然と調和したまちです。

一方で、人口減少と超高齢時代においては、無秩序な都市機能の拡散等が進行すると、低密度の市街地が形成されるおそれがあり、そのような状況を放置すると、都市経営コスト、環境への負荷、高齢者などの移動困難者の増加が懸念されます。

そのため今後は、都市機能の拠点や暮らしの拠点などの集約化を促進し、そうした拠点が地域特性に応じた機能分担を行い、さらには道路や公共交通網を通じて、有機的に交流・連携することで、暮らしやすく、市全体が持続的に発展できる集約連携型の都市構造が求められます。

こうしたことから、本市固有の地理的・自然的特性を踏まえ、長期的な視点に立ち計画的かつ効率的な土地利用を誘導し、環境負荷の軽減と地域資源の有効活用による持続可能な都市の構造として、「資源循環型集約連携都市構造」の実現を目指します。

《都市構造を考える上での視点》

- 自然・文化との共生
- 安全・安心な暮らし
- 地域間の交流・連携
- 地球環境問題への対応
- 都市基盤の効率的な維持管理
- 拠点の形成

※資源循環型集約連携都市構造：適切な機能分担を踏まえたまとまりのある拠点形成とそれぞれの拠点間の相互連携を図り、環境に配慮しながら地域資源を有効活用することによる好循環を生み出すことで、持続的に発展できる美しく暮らしやすい魅力的な都市の構造を表現しています。

第4章 政策の大綱

第1節 まちづくりの基本目標

本市の地域資源を生かしながら、目指すまちの将来像『豊かな自然と文化に包まれて誰もが元気で幸せに暮らせるまち 名張』を実現していくため、次の5つのまちづくりの基本目標を定め、政策を推進します。

1. 支え合い 健康でいきいきと暮らせるまち

市民一人ひとりの人権が保障され、住み慣れた地域でやりがいをもって能力を発揮し、ともに支え合い助け合いながら、子どもを産み育て、いつまでも健康で活躍できる社会の実現を目指して、いきいきと暮らせるまちをつくります。

- 互いの人権を尊重し、人を大切にする社会の創造に取り組みます。
- 保健・医療・福祉のネットワークづくりに取り組みます。
- 地域福祉の充実に取り組みます。



2. 美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち

市民一人ひとりが地域の生活環境を守り育てる意識を持ち、自然と調和した都市環境を計画的に整備・維持することにより、自然と共生し四季を感じながら快適に暮らせるまちをつくります。

- 良好な地域環境づくりに取り組みます。
- 環境負荷の少ない社会の創造に取り組みます。
- 安全で安心なまちづくりに取り組みます。
- 魅力的な都市環境づくりに取り組みます。
- 快適な生活環境づくりに取り組みます。



3. 活力に満ちて暮らせるまち

豊かな地域資源を守り生かしながら、農・工・商・観光の更なる連携や新たな産業の創出により地域産業の発展を推進するとともに、雇用対策や就業支援に取り組み、活力に満ちて暮らせるまちをつくります。

- 活力ある地域産業の振興に取り組みます。
- いきいきと働けるまちづくりに取り組みます。



4. 豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまち

互いを尊重し認め合い、思いやることのできる心豊かな人づくりを基本に、生きる力を育むための学校教育、楽しく学び自己実現を可能にする生涯学習の充実、魅力ある新しい名張文化の創造により、豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまちをつくりまします。

- 生きる力を育む教育の推進に取り組みまします。
- 生涯学習と生涯スポーツの推進に取り組みまします。
- 市民文化の創造に取り組みまします。



5. 未来につなぐ自立と協働による市政経営

市民の満足度を重視した質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、今後も厳しい財政環境が続くことが予想される中、限られた経営資源をもとに、市民と行政とがともに考え行動し、効果・効率的なまちづくりに努め、自主自立し、いつまでも暮らし続けることのできるまちをつくりまします。

- “ともに考えともに築く”協働のまちづくりに取り組みまします。
- 自主・自立の市政経営に取り組みまします。



第2節 3つの重点戦略

人口減少と超高齢時代に立ち向かい、地域の活力を創生していくことが、本市が未来に向けて躍進するために取り組まなければならない大きな課題です。

『新・理想郷プラン』においては、次の3つのプロジェクトを重点戦略として位置付け、各種施策を横断的・多面的かつ一体的に取り組を進めます。

1. 元気創造プロジェクト

新たな産業や雇用の創出により、地域経済の活性化を目指した取組を推進するとともに、地域の元気を支え、将来を担う人材の育成に取り組めます。そして、市民とひとつになって様々な取組を続ける名張の元気と活力を全国に発信し、人や企業から選ばれる、活気に満ちたまちの実現を目指した取組を進めます。



2. 若者定住促進プロジェクト

若い世代が安心して働き、結婚・妊娠・出産・子育て・教育がしやすい環境の整備に切れ目なく取り組むとともに、暮らしのベースとなる住宅支援や、多彩な雇用の創出などの施策を推進し、若者が住んでみたい、愛着を抱きいつまでも住み続けたいと感じるまちを目指した取組を進めます。



3. 生涯現役プロジェクト

高齢者はもとより、これから年齢を重ねていく全ての方々が社会の中で意欲的に自らの知識や能力を発揮し、いつまでも健康で生きがいをもって、地域社会の担い手として活躍できるまちを目指した取組を進めます。



第3節 施策の体系

☆重点戦略

目指すまちの将来像の実現と、未来への躍進のため多分野にわたる複数の施策を、横断的・多面的・一体的に実施するとともに、☆印を付した基本施策についてはより重点的に取り組みます。

元気創造
プロジェクト

若者定住促進
プロジェクト

生涯現役
プロジェクト

基本目標（政策）	基本施策	元気創造 プロジェクト	若者定住促進 プロジェクト	生涯現役 プロジェクト
① 支え合い健康で いきいきと 暮らせるまち	人を大切にする社会の創造			
	保健・医療・福祉の ネットワークづくり			☆
	地域福祉の充実		☆	
② 美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち	良好な地域環境づくり			
	環境負荷の少ない社会の創造			
	安全で安心なまちづくり			
	魅力的な都市環境づくり			
	快適な生活環境づくり		☆	
③ 活力に満ちて 暮らせるまち	地域産業の振興	☆		
	いきいきと働けるまちづくり	☆		
④ 豊かな心と 健やかな体を 育み暮らせるまち	生きる力を育む教育の推進		☆	
	生涯学習・生涯スポーツの推進			☆
	市民文化の創造			☆
⑤ 未来につなぐ 自立と協働による 市政経営	協働のまちづくり			
	自主・自立の市政経営			

目指すまちの将来像の実現

「豊かな自然と文化に包まれて 誰もが元気で幸せに暮らせるまち 名張」

第5章 目指す名張の将来像の実現に向けて

この計画に掲げる将来像の実現を目指すため、まちづくりの実践にあたっては、次の視点に基づきそれぞれの取組を進めていきます。

1. 協働のまちづくり

本市は名張市自治基本条例に基づき、自主・自立の新しいまちづくりの仕組みや行政システムの構築など、行政運営の枠組みの抜本的な変革を進め、市民と行政の互いの役割と責任を自覚しながら「新しい公」に基づく福祉の理想郷づくりの実現に向けた取組を進めてきました。

また、2009（平成21）年3月に名張市地域づくり組織条例を制定し、地区公民館等を単位とする市内15地域で設立された地域づくり組織において、地域の課題解決のための事業を自ら実施するなど、地域の特性を活かした個性ある将来のまちづくり計画（地域ビジョン）を総合計画に位置づけ、地域と市の協働により新たなサービスや価値の創出を目指す取組を進めてきました。

今後も、市民が誇りと愛着をもてる住みよいまちをつくるため、課題や目標、様々な情報の共有を前提に、市民と行政とのパートナーシップのもと、ともに知恵を出し合い、力を合わせ、協働によるまちづくりを進めます。

2. 計画的・効率的・戦略的な行政運営

本市は、自立した自治体として限られた経営資源を効率的に活用する体制を整備するとともに、分権時代の多様な課題や急速に変化する社会情勢に柔軟に対応するための行政組織の構築を目指した取組を進めてきました。

今後も、地方分権の進展などを背景に、専門化・複雑化する行政ニーズに応えていくため、職員一人ひとりの資質の向上と専門的実務能力の開発に努めるとともに、新たな視点から適宜、柔軟に組織機構の見直しや人事管理の適正化に努め、組織運営の効率化を図ります。

また、行政評価などを通じ、あらゆる視点から市民の満足度を重視した施策や事業を計画的・効率的・戦略的に推進するとともに、社会環境の変化に対し的確に対応できる柔軟な行政運営に努めます。

3. 持続可能な財政運営

社会構造の変化や成熟社会に対応し、活力と希望に満ちた名張の未来を創造するためには、将来にわたり安定的に行政サービスを提供できる財政構造への転換が不可欠です。

本市では、市政一新の行財政改革により、財政の健全化に一定の成果をあげることができました。ですが、急激な高齢化による社会保障費や、老朽化する公共施設の維持・更新への財政支出の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少等により市税収入が減少する恐れもあり、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

そのため補完性の原則に基づく市政運営に努めるとともに、真に必要な施策、事業の選択と集中を徹底するとともに、更なる自主財源の確保や歳入に見合った予算規模の適正化など財政基盤の強化を図り、将来にわたって持続可能な財政運営に努めます。

資料編

『新・理想郷プラン』策定経過

年 月 日	内 容
平成26年 4月26日 ～5月15日	市民意識調査 市民2,000人を対象に実施
8月11日	(仮称)第7次総合計画策定基本方針決定
9月10日	名張市議会全員協議会 【策定基本方針】
10月～11月	職員研修、職員アンケート、若手職員との意見交換会を実施
10月31日	第1回 庁内ワーキング会議
11月10日	第1回 市民ワークショップを開催 テーマ『名張市の現状と課題』
12月1日	第2回 市民ワークショップを開催 テーマ『期待する“まちの将来像”』
12月22日	第3回 市民ワークショップを開催 テーマ『理想の将来像の実現に向けて』
12月25日	第2回 庁内ワーキング会議
平成27年 1月8日	第4回 市民ワークショップを開催 テーマ『新たな総合計画への意見のまとめ』
1月13日	第3回 庁内ワーキング会議
2月13日	名張市議会全員協議会 【基本構想（骨子案）】
2月19日	第4回 庁内ワーキング会議
2月27日	第5回 庁内ワーキング会議
3月28日	第1回 名張市総合計画審議会を開催 ○基本構想（素案）について諮問
4月17日	第6回 庁内ワーキング会議
4月24日	第7回 庁内ワーキング会議
5月1日	第2回 名張市総合計画審議会を開催 ○基本構想（素案）の審議
5月28日	名張市議会全員協議会 【基本計画（骨子案）】
6月5日	第3回 名張市総合計画審議会を開催 ○基本構想（素案）の審議

年 月 日	内 容
平成27年 7月3日	第4回 名張市総合計画審議会を開催 ○基本構想（素案）の審議
7月24日	第8回 庁内ワーキング会議
7月27日	名張市総合計画審議会を開催 ○基本構想（素案）に関する中間答申
8月21日	名張市議会全員協議会 【基本構想（素案）】
9月14日 ～10月20日	基本構想（素案）に関するパブリックコメントを実施
10月8日	第9回 庁内ワーキング会議
10月16日 ～10月18日	基本構想（素案）に関する市民説明会を市内3会場で開催
11月15日	第5回 名張市総合計画審議会 ○基本構想（素案）に関する最終答申に向けての審議
11月20日	名張市議会全員協議会 【基本計画（素案）】
11月30日	名張市総合計画審議会から基本構想（素案）について最終答申
12月5日 ～平成28年1月4日	基本計画（素案）に関するパブリックコメントを実施
平成28年 1月15日	第10回 庁内ワーキング会議
2月17日	名張市議会全員協議会 【基本構想・基本計画（案）】
平成28年 3月	基本構想・基本計画を市議会に提案・議決



市民ワークショップの様子

名張市総合計画審議会委員名簿

	氏名	職名
会長	辻 陽	近畿大学法学部 准教授
副会長	富山 修	錦生自治協議会 会長
委員	川口 佳秀	名張商工会議所 会頭
	木瀬 良秋	市民ワークショップより
	草部 豊美	つつじが丘・春日丘自治協議会
	中出 則子	みえ防災コーディネーター連絡会名張支部
	橋本 真美子	市民ワークショップより
	濱川 るり子	すずらん台ライフサポートクラブ 事務局長
	福廣 勝介	市民ワークショップより
	松尾 真由美	名張市教育委員会委員
	森 孝司	名張10万人のまちづくり(わ) 会長
	八木 美由起	名張市子育てサークル連絡協議会 会長
	矢倉 政則	名賀医師会 会長
山崎 祥生	名張市農業委員会会長	

名張市総合計画 諮問書

名企第1074号

名張市総合計画審議会
会長 辻 陽 様

平成28年度からの名張市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる新しい名張市総合計画基本構想を策定したいので、名張市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成27年3月28日

名張市長 亀井利克

名張市総合計画 答申書

名 総 審 第 2 号
平成27年11月30日

名張市長 亀井 利克 様

名張市総合計画審議会
会 長 辻 陽

名張市総合計画『新・理想郷プラン』基本構想（素案）について〔最終答申〕

平成27年3月28日付名企第1074号で諮問のありました、名張市総合計画『新・理想郷プラン』基本構想（素案）について、慎重に審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので最終答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、本審議会の審議過程で出された意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮されるよう要請いたします。

1. 恵まれた自然と豊かな文化をいつまでも大切に、次の世代に引き継いでいただきたい。また、近年、社会環境の変化に伴い劣化が見られる自然の復元方法や、担い手が不足してきた農業のこれからのあり方についてもご検討いただきたい。
2. 妊娠・出産・子育てから高齢者福祉に至るまで、切れ目のない福祉政策の展開に努められたい。また、子どもたちが楽しく識り、学ぶことができるよう、教育内容の充実を図られたい。
3. 農・工・商・観光業など地域産業の創出・発展や雇用の場の確保に努め、若者が定住できるための礎を築いていただきたい。そして、老いも若きもこぞって生き生きと働き、暮らし続けられるよう、環境の整備に努めていただきたい。
4. すべての名張市民が安全で健やかに過ごせるための安心できるまちづくりを目指していただきたい。さらには、防災教育や食育にも力を入れていただき、市民に寄り添う行政であっていただきたい。
5. 厳しい財政状況を再認識し、無駄の削減を徹底し、安定した行財政運営に移行できるよう、ご尽力いただきたい。
6. 市民ひとりひとりが主体的に行動し、互いに協力し合うことで、それぞれの地域や名張市を盛り立てていくことができるよう、市民、地域、行政相互の連携を深め、協働のまちづくりの基盤形成を進めていただきたい。
7. この総合計画基本構想について市民の方々に広く知らせ、子どもたちには簡易版を配布するなどして、名張市の今とこれからの方向性について広く伝達されたい。

以上



名張市 企画財政部 総合企画政策室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7389

FAX 0595-64-2560

E-mail kikaku@city.nabari.mie.jp

HP <http://www.city.nabari.lg.jp/>